

第4節 今後の課題

これまで述べてきた考え方に基づき府域における土壤汚染対策制度を創設するに当たっては、以下に示すような当面の課題に対する対応が必要である。また、早急な対応は困難としても、今後さらに科学的知見の集積などに努め、適切に対応する必要がある中長期的な課題も存在している。

これらについては、大阪府として積極的に対応することは勿論のこと、大阪府独自の取り組みを進めるだけでは困難なものもあり、国をはじめとする関係機関に積極的に働きかけることも必要である。

1．当面の課題

今回の制度化においては、土壤汚染の環境リスクという概念が新しく導入されているが、この考え方は広く一般的に理解されているものではないことから、府民や土地所有者等に対し、今回の制度や土壤汚染による環境リスクについての適切な情報の提供等を行うことが必要である。

また、土壤汚染の健康影響を未然に防止する観点から、土壤汚染の調査が広範におこなわれることは有益であり、土地所有者等による自主調査が促進される仕組みについても検討を進めることが必要である。

さらに、土壤汚染対策が円滑に推進されるよう、汚染土壤の処理、処分施設に係る情報の収集・提供や、新たな処理・処分施設の確保に向けた取り組み、土地所有者等に対する経済的支援措置が拡充されるように努めることが必要である。

2．中長期的な課題

今回の制度化では、健康影響の観点からの判断基準となる値が定められていないことなどにより、対象項目には含めなかった油については、建設現場等で油汚染が発見された場合、その対応に苦慮している現状があることから、汚染の実態や健康影響、生活環境への影響についての科学的知見の集積に努める必要がある。

また、今回は地下水経路と直接摂取の経路の土壤汚染による人の健康への影響を対象としたところであるが、今回対象としていない経路の土壤汚染による人の健康への影響とともに、土壤汚染の生態系を含む生活環境への影響についての科学的知見の集積にも努める必要がある。

なお、自然的原因により高濃度の有害物質が含まれる土壤については、人の活動に伴って生ずる公害とは言えないことから、対策を実施する仕組みなどを今回の制度化の仕組みとは別に検討すべきであると考えます。